

五島市新規就職者等支援金

※この事業はふるさとづくり寄附金を活用しています。



対象者

新規就職者(正規雇用)等であり、次に掲げる要件を満たす方が対象となります。

- ①市内に居住していること。
- ②5年以上市内に継続して居住する意思があること。
- ③市内に就職等した日の翌日から起算して6月を経過していること。
- ④就職先が国又は地方公共団体の機関でないこと。
- ⑤その他の団体から類似の支援金を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。
- ⑥市税を滞納していないこと。

※新規就職者等とは、学校等を卒業し、又は退学した日の翌日から起算して3年を経過していない方で、市内で初めて就職、個人事業の開始、法人の設立又は事業の後継者として就業した方をいいます。

※申請の対象は、令和8年4月1日以後に市内で初めて就職した方となります。

申請方法

申請書に必要書類を添付の上、
商工雇用政策課へご提出ください。



詳しくは二次元バーコードから五島市公式ホームページをご覧ください。

資格取得等にかかる費用の一部を補助します！

※この事業はふるさとづくり寄附金を活用しています。

補助金額

合格等をした従業員など、1資格につき1人あたりの上限50,000円

対象資格

既存業務に必要な資格等！ただし、普通自動車第一種免許など一部対象外の資格あり。

補助率

1/2

※Nぴか企業3/4

注：令和8年4月1日以後に取得等したものが対象。

対象者

市内に事業所を有する法人または個人事業主のうち、以下の要件をすべて満たす事業者

- 市税を滞納していないこと
- 官公庁等ではないこと
- 会社法第2条第6項に規定される大会社ではないこと



申請方法

- ①資格などの取得等の後、商工雇用政策課に申請書類一式を提出
- ②商工雇用政策課で申請内容を審査
- ③補助金交付



対象経費

- 受験料
- 受講料
- 登録料
- 更新料
- テキスト代金(講習等で購入が必要なもののみ)
- 交通費(タクシー・レンタカーの利用は原則補助対象外)
- 宿泊費(都道府県別に補助上限額あり)

詳しくは二次元バーコードから五島市公式ホームページをご覧ください。

